



令和2年6月7日（日）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
保健医療課	管理監	森島 直人	内線 2708
			直通 058-278-3549
			FAX 058-278-3576

## 「（仮称）岐阜県感染症対策基本条例の骨子案」 に対する県民意見募集（パブリック・コメント）について

新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大や新たな感染症の発生に備えるため、県における感染症対策の基本理念及び県の責務を明らかにするとともに、感染症対策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的に実施することにより、県民の生命及び健康を保護し、並びに県民が安心できる生活を確保することを目的に、新たな条例の制定を予定しています。

条例の制定にあたり、骨子案をまとめましたので、下記のとおり県民の皆様からご意見を募集します。

### 記

#### 1 意見募集の対象

（仮称）岐阜県感染症対策基本条例の骨子案

#### 2 意見の募集期間

令和2年6月7日（日）から6月19日（金）まで

※郵送の場合は6月19日消印有効、FAX、電子メールの場合は6月19日必着

#### 3 資料の閲覧方法

（1）インターネット（岐阜県庁ホームページ）

岐阜県民意見募集

web 検索

岐阜県庁トップページ>パブリック・コメント（トップページ右下）>県民意見募集（パブリック・コメント）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/kansentaisakukihonjorei-pc.html>

## (2) 印刷物

- ・ 県庁（2階 県民ホール内インフォメーションコーナー、9階 保健医療課）
  - ・ 各県事務所（西濃、揖斐、可茂、中濃、東濃西部、恵那、飛騨の各総合庁舎）
- ※閲覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日を除く）

## 4 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に、住所、氏名（団体、企業の場合はその名称及び担当者氏名）、連絡先を明記し、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で、以下へ提出願います。

岐阜県健康福祉部保健医療課感染症対策係 行

- ・ 郵 送：〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
- ・ F A X：058-278-3576
- ・ 電子メール：[c11221ncov@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11221ncov@pref.gifu.lg.jp)

### 【留意事項等】

- ・ メールの場合は件名を「（仮称）岐阜県感染症対策基本条例の骨子案に対する意見」としてください（郵送の場合は封筒に記入）。
- ・ 「意見提出用紙」は、岐阜県庁ホームページ、もしくは閲覧場所において入手できません。
- ・ 連絡先は、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の確認のため使用します。
- ・ 電話又は口頭によるご意見の提出はご遠慮ください。また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- ・ ご意見は、日本語で記載してください。
- ・ いただきましたご意見は、住所、氏名、連絡先を除き、公表させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 個人情報につきましては、岐阜県個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

## 5 問い合わせ先

岐阜県健康福祉部保健医療課感染症対策係

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土日を除く）

電話番号：058-278-3549（直通）